

## Q512. 1年単位の変形労働時間制を導入するための要件を教えてください。

1年単位の変形労働時間制を導入するための要件は、

- ① 労使協定で次の各事項を定めること
  - (1) 対象労働者の範囲
  - (2) 対象期間および起算日
  - (3) 特定期間
  - (4) 労働日および労働日ごとの労働時間
  - (5) 法定労働時間の総枠内であること
  - (6) 有効期間
- ② 労使協定を労働基準監督署長に届け出ること
- ③ 就業規則に1年単位の変形労働時間制の定めをおくこと

です。

②の労使協定の所轄労働基準監督署長に対する届出は、労使協定の効力発生要件とはされていないので、上記要件を怠ったとしても、変形労働時間制の定め自体は有効ではありますが、罰則があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成